

# つちうら 農業委員会だより

## 第62号

令和6年10月発行  
土浦市農業委員会  
土浦市大和町9番1号  
電話 029-826-1111  
内線 2723



### 主な記事

- P.1 表紙・農地ナビ・相続登記の義務化について
- P.2 農業委員・農地利用最適化推進委員一覧・農地の利用状況調査について
- P.3 地域計画・農林水産課からのご案内  
農地法許可申請日・農業者年金について
- P.4 農地の賃貸借に関する各種ご案内

### 農林水産省の 農地ナビ が便利です！

農地の地番・面積・区画等をお手元のスマートフォンやパソコンからご確認いただけます。詳しくは「農地ナビ」で検索していただくか、QRコードよりアクセスしてください。



## 令和6年4月より**相続登記が義務化**されました

令和6年4月1日より、不動産を相続（取得）したことを知った日から3年以内に、相続登記の申請が義務化されました。

相続登記の申請義務は、令和6年4月1日より前に相続（取得）した不動産についても対象となりますので、身の回りの不動産の名義を確認して、お亡くなりになられた親族名義となっている場合には、早めに遺産分割協議を行い、相続登記をしておくことが大切です。

相続登記については最寄りの法務局へお問合せください。

## 農業委員会からのお知らせ

### 令和5年4月より、農地の賃貸借は 茨城県農地中間管理機構を通じた契約となりました。

農地中間管理機構が土地所有者と契約をし、耕作者と貸し借りの権利を設定します。



※手続きの窓口は土浦市農業委員会となりますが、申請から貸し借りの権利の設定まで**3か月**ほどかかります。**手続きはお早め**にお願いします。

※農地の貸し借りについては、トラブルを防ぐ観点からも、お互いの口約束ではなく、**土地所有者と耕作者間で貸し借りに関する条件や期間を話し合い、必ず契約内容を書面に残しましょう。**

### 土浦市で農業を始めたい (農地をお探しの方へ)

土浦市農業委員会ホームページにて貸付希望農地一覧を掲載しております。詳しくはホームページ、もしくは右のQRコードよりアクセスしてください。



### 農地をお持ちの皆様へ

農業委員会では市内の農地を集積、集約化し、今後の農業を担っていく方が耕作しやすい環境づくりを目指しております。以下に該当する方は、ご自身の所有している農地が耕作放棄地になる前に、お住まいの地区の農業委員もしくは農地利用最適化推進委員、または農業委員会事務局までご相談ください。

- 将来的に離農する予定で、今後の耕作者が決まっておらず、農地の管理をどうするかお悩みの方
- 現に農業を営んでおらず、ご自身で農地を管理することが難しい方



貸付希望の農地情報は農業委員会のホームページにて掲載しております。掲載を希望される農地がある場合は、別途申出書を提出していただく必要がございますので、詳細について農業委員会事務局までお問合せください。

### 農地の貸し借り情報

令和5年1月から12月までに締結(公告)された賃借権・使用貸借権の情報です。

#### 1 田(水稲)の部 (10aあたり:円)

地区	平均額	最高額	最低額
土浦市全域	14,900円	20,550円	10,275円

※使用貸借権の割合 0%  
※物納 60kgあたり 13,700円に換算

#### 2 田(レンコン)の部 (10aあたり:円)

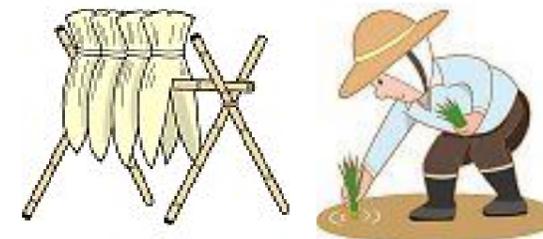
地区	平均額	最高額	最低額
土浦市全域	25,900円	55,000円	0円

※使用貸借権の割合 29.4%  
※圃場条件(農地の状況)により異なります

#### 3 畑(普通畑)の部 (10aあたり:円)

地区	平均額	最高額	最低額
土浦市全域	3,700円	32,010円	0円

※使用貸借権の割合 18.8%



# 市内各地域にて地域計画を作成しております

令和5年4月に農業経営基盤強化促進法が改正され、これまでの人・農地プランが「地域計画」として法定化されました。「地域計画」とは地域農業の将来図であり、地域での話し合いにより、将来の農地利用をおこなう区域（耕作できる農地・できない農地）を決め、耕作できる農地を将来的に誰が耕作していくのかを考え、話し合いの結果を基に地域の計画を策定していくものです。

土浦市では市内を4地区（新治地区、北地区、南地区、上大津地区）に分けて、水田を中心とした今後の農地利用について、地区公民館等で地域計画座談会を開催してまいりました。

今後の地域計画座談会については、開催が決まり次第、随時お知らせいたします。皆様の積極的なご参加をお待ちしております。



地域計画座談会の様子

## 土浦市農林水産課より 補助事業のご案内

### 新規わな免許取得補助

有害鳥獣による被害の軽減を目的として、市民の方が新規に狩猟免許（わな）を取得したときの費用の一部を補助しています。補助対象：狩猟免許（わな）取得申請手数料・講習会費用・医師の診断書費用〔ただし上限2万円〕

### 農作物鳥獣被害防止用設備設置補助

有害鳥獣による被害の軽減を目的として、農作物鳥獣被害防止用設備を設置したときの費用の一部を補助しています。補助対象：電気柵・防鳥ネットなどの資材購入に要する費用〔費用×60%、ただし上限9万円、工事費・施行費用は除く〕

### 小規模森林整備事業費補助金

森林の間伐や除伐、枝打ち、下草刈り、竹の除去等の森林整備に対する事業費の一部を補助します。〔市70%補助、申請者30%自己負担、ただし上限1ha当たり140万円〕

※補助事業に関するお問合せは土浦市農林水産課へ  
連絡先 029-826-1111 内線（2711）

### 農地法等の許可申請は余裕をもって

農地法に基づく許可申請受付の締切日は毎月**25日**です。（25日が土日祝日の場合はその前開庁日となります）

申請書、添付書類に不備や不足が無いよう、事前にご相談いただくことをお勧めします。

### 農業者年金に加入し、 老後について考えませんか？

加入要件：60歳未満  
国民年金の第1号被保険者  
年間60日以上農業に従事

- ①保険料は全額社会保険料控除
- ②加入・脱退は自由
- ③積み立て方式（確定拠出型）で安心
- ④保険料の額は自由に変更可能
- ⑤保険料の国庫補助あり  
（一部一定条件あり）

農業者年金に加入を希望する方は最寄りの農協もしくは農業委員会へご相談ください。

# 農地に関するご相談は、最寄りの農業委員・農地利用最適化推進委員へ

### ◆農業委員

氏名	住所
川村 剛久	中
岩瀬 守	永井
下村 幸男	乙戸
大和田 一夫	常名
山口 貴士	木田余
萩島 一郎	小山崎
飯塚 利之	藤沢
浅野 均	手野町
埜 佳樹	西真鍋町
柴沼 栄	虫掛
菅谷 幸治	手野町
飯島 栄	沢辺

### ◆農地利用最適化推進委員

	氏名	住所
新治地区	岩瀬 裕	本郷
	柳田 操	大畑
	佐藤 眞也	小高
土浦北地区	氏名	住所
	井沢 清	常名
上大津地区	氏名	住所
	櫻井 和弥	神立町
	吉田 茂男	田村町
土浦南地区	氏名	住所
	羽成 善雄	白鳥町
	吉川 喜雄	荒川沖
	柴山 誠	大岩田

## 違反転用ダメ、絶対！

### 農業委員会で手続きをしましょう

農地を農地以外のものにする場合は、農業委員会への手続き（農地転用の申請・届出）が必要です。

無断で農地転用をすると、工事の中止や、農地への原状回復が必要となる場合があるほか、3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金が科せられる場合もあります。

農地転用をお考えの方は事前に最寄りの農業委員もしくは農業委員会事務局へご相談ください。

## 「農地を使わせてください」 といった相談にご注意ください！

業者等から農地以外の用途として使わせてほしいと頼まれ、了承した後に農地へ大量の土砂を堆積されてしまうという事例が発生しています。耕作していない農地だから大丈夫、と簡単に考えてしまうと、後々取り返しのつかない事態に発展してしまいます。

## 市内農地の利用状況調査 を実施しております

【調査期間】  
令和6年8月から令和7年2月頃まで

【対象】  
市内にあるすべての農地

【内容】  
優良農地の確保と有効利用のため、農地法の規定に基づき、年に1回、調査員が地域を巡回し、農地の利用状況を調査します。

※調査時、農地に立ち入ることがありますので、ご理解ご協力をお願いいたします。